

各県立学校長 様

教 育 長

冬季における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの
同時流行に備えた感染防止対策の徹底について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、県全体の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者については、一時期の下げ止まりから増加傾向に転じ、新規陽性者に占める10代以下の割合が高い水準で推移しています。県立学校においても、陽性者に加え、多数の体調不良者が発生し学級閉鎖等を措置する事例が増加しています。

また、中間考査、文化祭・修学旅行等の学校行事の実施にあたり、風邪症状等を有する体調不良者が登校・参加したことによる感染拡大が疑われる事例も増加しています。

今冬季は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されていることから、令和4年10月28日に開催された埼玉県新型感染症専門家会議において、「インフルエンザとの同時流行を見据えた感染対策」（別添資料）について、了解を得たところです。

各学校においては、上記資料、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版」（令和4年5月25日一部改訂）及び関係通知に基づき、通常の授業はもとより、学校行事等の実施に際し、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

記

1 学校行事等における感染拡大防止への対応について

学校行事の計画及び実施に当たっては、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版」及び関係通知を踏まえ、感染防止対策を徹底すること。

(1) 体調不良者*等の登校・参加自粛等の徹底

ア 体調不良者等の自宅療養・日々の健康観察を徹底すること。

(体調不良者等を適切に把握するとともに、家庭と連携を図ること。)

- イ 学校行事前の健康観察を徹底強化すること。
(体調不良者等の登校・参加自粛の重要性について児童生徒の意識向上を図ること。)
- ウ 同居家庭内に体調不良者がいる場合の登校・参加自粛を徹底すること。
- エ 教職員についても、体調不良者等は出勤自粛を徹底すること。
 - ※ 発熱等の風邪症状を有する者

(2) 活動場所の換気(エアロゾル対策)の徹底・強化

- オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気が極めて重要であることから、効果的な換気を徹底すること。
- ア 行事会場・移動用バス内等でのCO₂モニターによる換気の管理
多くの児童生徒が集まる場所(行事会場・移動用バス内等)では、CO₂モニターで1,000ppm以下を目安に換気状況を確認するなど効率的な換気を実施する。
 - イ 学校行事等における定期的な換気時間の設定
常時換気が困難な場合には、CO₂モニターによる換気状況を確認するとともに、予め換気時間を設定し、一定時間毎に窓開け換気を行うこと。
 - ウ 暖房使用時における常時換気の実施
暖房を使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、上記イのとおり換気を徹底する。
 - エ サーキュレータ等を活用した強制換気の実施
できる限りサーキュレータや扇風機又は機械換気設備を活用し、室内の空気を室外へ排気し、外気を取り入れる強制換気を実施する。
 - オ 換気に関する研修会等(動画配信)の実施
後日、換気等の感染症対策に関する動画の配信を行う。各学校においては、これを活用した教職員対象の研修会等を実施すること。

(3) 児童生徒主体の感染防止対策の実施

令和4年10月3日付け教保体第1086-1号『『感染防止取組推進キャンペーン』の実施について(通知)』に基づき、学校行事に関する事前学習などの場面で感染防止対策をテーマにしたディスカッションを行うなど、生徒が主体的に学ぶ機会を設け、児童生徒が自ら感染防止対策を実践するよう取り組むこと。

2 児童生徒・教職員のワクチン接種について

(1) 教職員のワクチン接種

新型コロナワクチンについては、居住市区町村のほか、埼玉県ワクチン接種センター等でオミクロン株対応ワクチンの接種が開始されていることから、教職員に対し、[埼玉県ホームページ](#)^{*}や厚生労働省ホームページ等の情報を周知するとともに、ワクチン接種を希望する教職員が可能な限り早期に接種できるよう配慮すること。

※県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>



(2) 児童生徒のワクチン接種

ア ワクチン接種を希望する児童生徒が速やかに接種できるよう児童生徒及び保護者に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、引き続きワクチン接種についての正しい理解の周知に努めること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教県第282号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に十分留意すること。

3 発熱等の体調不良時への備えについて

埼玉県では、県民に対し、発熱等の体調不良時、速やかに自己検査をできるよう新型コロナ抗原検査キット・解熱鎮痛剤の事前購入を推奨しており、教職員についても同様に、検査キット等を事前に購入しておくことにより、発熱等の体調不良時に備えるよう周知すること。

なお、学校の実情に応じて、保護者への周知についても配慮すること。

【検査キットの事前購入のメリット】

- 発熱時に検査結果陽性の場合、早期にオンラインの確定診断を受けることができる。
- 発熱時に検査結果陰性の場合、かかりつけ医や最寄りの医療機関を受診しやすくなる。また、速やかに医療機関を受診することにより、インフルエンザの場合、治療薬の効果が期待できる発症から48時間以内の服用がより確実になる。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【県立中学校・高等学校の学習指導、行事等に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【県立特別支援学校の学習指導、行事等に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【県立学校の体育的行事等に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【教職員の感染防止対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971